

《記事》

陳傅良『止齋先生文集』桂陽軍告諭百姓榜文所載律勅遺文

川村 康

1. 縁起

青木敦氏は南宋の判語に引かれる法条を分野別に整理して摘録する一方で、判語以外の「宋代の法律をまとめて残している史料」として『東坡烏台詩案』、『建炎以来朝野雜記』乙一二、『止齋先生文集』四四」などを指摘している⁽¹⁾。『東坡烏台詩案』すなわち朋九萬『東坡烏臺詩案』御史臺根勘結按状と、『建炎以来朝野雜記』乙一二すなわち李心傳『建炎以来朝野雜記』乙集卷 12、雜事、岳少保証証断案は、筆者のような浅学にもなじみがあるが、『止齋先生文集』四四すなわち陳傅良『止齋先生文集』卷 44、雜著、桂陽軍告諭百姓榜文の全体像はあまり知られてはいないと思われる⁽²⁾。陳傅良は南宋中期の著名な儒者で、その文集である『止齋先生文集』は四部叢刊および四庫全書に収録される（四庫全書では『止齋集』）。青木氏は榜文所載の一勅条を判語所引の一法条の参考史料とする⁽³⁾が、他の律勅は示さない。そこで本稿は筆者の覚書として、榜文所載の律条と勅条の遺文を示し、若干の検討を加えることとする。読者諸賢にとって周知の事実であれば、ご海容を願う。

2. 桂陽軍告諭百姓榜文

四部叢刊本『止齋先生文集』から桂陽軍告諭百姓榜文を移録し、四庫全書本『止齋集』（四庫本と略称）と対校する。〔 〕内は原文での小註、□は原文での空格である。段落および低頭は適宜修正する。（ ）内の校記、および句点は筆者による。字体は原則として現在の日本での通用字体とする。

桂陽軍告諭百姓榜文

照会。當職到任。欲得民間通曉法意。檢坐到見行条法如右。

父子

律。子孫違犯教令。及（令及、原作小註、拠四庫本改）供養有闕者。徒二年。

勅（勅下、四庫本有凡）。子孫違犯教令。及供養有闕。情重者。隣州。兇惡者。千里。

並編管。

勅（勅下、四庫本有凡）。諸生子孫。而棄之者。徒二年。殺者。徒三年。収生人共犯。

雖為從。殺者。與同罪。棄者。徒二年半。並許人告。若地分。及隣保。知而不告。殺者。徒一年。棄者。減一等。

夫婦

律。諸（諸、原無、拋四庫本補）妻無七出。及義絕之狀。而出之者。徒一年半。雖犯七出。有三不去。而去之者。杖一百。追還。若犯惡疾及姦者。不用此律。

房族

律。諸同居。若大功以上親。及外祖父母。外孫。若孫之婦。夫之兄弟。及兄弟妻。有罪。相為隱。部曲奴婢為主隱。皆勿論。即漏露其事。及擿語消息。亦不坐。其小功以下相隱。減凡人三等。若犯謀叛以上者。不用此律。

律。諸告周親尊長。外祖父母。夫之祖父母。雖得實。徒。其告重者。減所告罪一等。即誣告重者。加所誣罪三等。告大功尊長。各減一等。小功緦麻。減二等。誣告重者。各加所誣罪一等。即非相容隱。被告者。論如律。其相侵犯。自理訴者。聽。

隣里

勅（勅下、四庫本有凡）。諸訐告之罪。若於法不應告之人。雖係廂耆隣保。亦不得告。勅（勅下、四庫本有凡）。諸事不干己。輒告論者。杖一百。其所告之事。各不得受理。律。諸隣里被強盜及殺人。告而不救助者。杖一百。聞而不救助者。減一等。力勢不能赴救者。速告附近官司。若不告者。亦以不救助論。其官司不即救助者。徒一年。竊盜者。各減二等。

窩藏櫃頭誘略

勅（勅下、四庫本有凡）。知人犯罪而藏匿。過致資給。令得隱避者。不須事發被迫。藏。依匿罪人法。其知情停止人。犯徒以上罪者。准此。

律。知情藏匿罪人。若過致資給。令得隱避者。各減罪人罪一等。

律。諸博戲賭財物者。各杖一百。〔舉博為例。餘戲皆是。〕贓重者。各依己分。准盜論。〔輸者。亦依己分。為從坐。〕其停止主人。及□（空格、四庫本作〔闕〕）力。若和合者。各如之。

勅。諸開櫃坊停止。賭博財物者。隣州編管。於出軍營內停止者。配本城。並許人告。廂耆巡察看當□（空格、四庫本作〔闕〕）宿提舉人。失覺察者。杖八十。

律。諸略人。略賣人。〔不和為略。十歲以下。雖和。亦同略法。〕為奴婢者。絞。為部曲者。流三千里。為妻妾子孫者。徒三年。〔因而殺傷人者。同（同、原空格、拋四庫本補）強盜法。〕和誘者。各減一等。

勅。諸略。若和誘人。因而取財。及雇賣。或得財者。計入己之贓。〔在一名處頻犯人。

不倍。] 略人者。以不持（持、原作待、拠四庫本改）仗強盜論。一貫。皆配千里。

婦人。五百里編管。因而姦者。依強姦法。和誘者。以不持仗竊盜論。五貫。配五百里。婦人。隣州編管。其知情引領牙保。若藏匿被略誘者。各依藏匿犯人法。

右。仰汝等百姓。各詳立法之意。欲汝慈孝父子有恩。故有供養有缺。及違法教令。及不孝子之法。欲汝安錯夫婦相保。故有七出三不去之法。欲汝和協宗族如一。故有相容隱。不相告之法。欲汝交通隣里無爭。故有不得告訐。及相救助之法。欲汝守己。不務貪婪。但利其家。却為衆害。故有停藏開櫃。誘略之法。廼至鬪毆姦盜。每事有條。意在禁汝為非。勸汝為善。當職今節取數項。係父子夫婦房族隣里要切事理。明以教諭。汝等皆有良心。其俗質朴。比之諸處。公事最稀。若更遵從。不致違戾。雖有官府。刑何所施。更冀。得力之家。津遣子弟。從師就學。興起門戶。其餘。勤謹農桑。愛惜錢穀。祭享翁祖。看守墳墓。如此。則骨肉相勸。里巷無怨。和氣所積。天道不差。風雨必調。五穀必熟。可使此邦。永為樂土。至如徭人。實同省地。久（久、原作义、拠四庫本改）來往還。何分彼此設。若軍傭催科。或公人下鄉。恐嚇保社。復相追擾。或攬（攬、原作覽、拠四庫本改）寄等家。弊收過多。或代納上戶。利息太重之類。凡有枉塞。並仰披陳。當於當職自有過差。諸傭不能體恤。儻以看望。未欲興詞。但希書簡相投。或因寄居學職。過庁見諭。庶幾通知。從汝之便。

3. 律勅遺文

榜文所掲の律勅遺文を再掲し、若干の検討を加える。文頭の「諸」の脱落、および異体字については言及しない。〔 〕内の条文番号は筆者が便宜的に附すものである。

1. 律条

〔律1〕 子孫違犯教令。及供養有闕者。徒二年。

〔律2〕 諸妻無七出。及義絶之狀。而出之者。徒一年半。雖犯七出。有三不去。而去之者。杖一百。追還。若犯惡疾及姦者。不用此律。

〔律3〕 諸同居。若大功以上親。及外祖父母。外孫。若孫之婦。夫之兄弟。及兄弟妻。有罪。相為隱。部曲奴婢為主隱。皆勿論。即漏露其事。及謗語消息。亦不坐。其小功以下相隱。減凡人三等。若犯謀叛以上者。不用此律。

〔律4〕 諸告周親尊長。外祖父母。夫之祖父母。雖得實。徒。其告重者。減所告罪一等。即誣告重者。加所誣罪三等。告大功尊長。各減一等。小功緦麻。減二等。誣告重者。各加所誣罪一等。即非相容隱。被告者。論如律。其相侵犯。自理訴者。

聴。

〔律 5〕 諸隣里被強盜及殺人。告而不救助者。杖一百。聞而不救助者。減一等。力勢不能赴救者。速告附近官司。若不告者。亦以不救助論。其官司不即救助者。徒一年。窃盜者。各減二等。

〔律 6〕 知情藏匿罪人。若過致資給。令得隱避者。各減罪人罪一等。

〔律 7〕 諸博戲賭財物者。各杖一百。〔举博為例。餘戲皆是。〕 贓重者。各依己分。准盜論。〔輸者。亦依己分。為從坐。〕 其停止主人。及口力。若和合者。各如之。

〔律 8〕 諸略人。略売人。〔不和為略。十歳以下。雖和。亦同略法。〕 為奴婢者。絞。為部曲者。流三千里。為妻妾子孫者。徒三年。〔因而殺傷人者。同強盜法。〕 和誘者。各減一等。

榜文には 8 箇条の律条が記される。対応する『宋刑統』の律条との異同を検討する。

〔律 1〕 は鬪訟律 47 条（『宋刑統』巻 24、鬪訟律、告周親以下〔子孫違犯教令供養有闕〕）であるが、律註を略す。

〔律 2〕 は戸婚律 40 条（『宋刑統』巻 14、戸婚律、和娶人妻〔七出義絶和離〕）である。律本文の「有三不去而出之者」を「有三不去而去之者」、「追還合」を「追還」とするのは筆誤であろう。

〔律 3〕 は名例律 46 条（『宋刑統』巻 6、名例律、有罪相容隱）である。

〔律 4〕 は鬪訟律 45 条（『宋刑統』巻 24、鬪訟律、告周親以下〔子孫違犯教令供養有闕〕）であるが、律本文の「即非相容隱被告者論如律」と「其相侵犯自理訴者聴」の間の「若告謀反逆叛者各不坐」、および律註を略す。律本文の「外祖父母夫之祖父母」を「外祖父母夫之祖父母」、「雖得実徒二年」を「雖得実徒」、「其告事重者」を「其告重者」とするのは筆誤であろう。

〔律 5〕 は捕亡律 6 条（『宋刑統』巻 28、捕亡律、被強盜鄰里不救助）である。律本文の「随近官司」を「附近官司」とするのは筆誤であろう。

〔律 6〕 は捕亡律 18 条（『宋刑統』巻 28、捕亡律、部内容止逃亡〔知情藏匿罪人〕）であるが、律本文末尾の「罪人有数罪者止坐所知」および律註を略す。

〔律 7〕 は雜律 14 条（『宋刑統』巻 26、雜律、博戲賭財物）であるが、律本文末尾の「賭飲食者不坐」を略す。律本文の「及出玖」を「及口力」とするのは、「出玖」を「出九」としたうえでの缺字と筆誤であろう。

〔律 8〕 は賊盜律 45 条（『宋刑統』巻 20、賊盜律、略売良賤〔和誘良賤 略売親属 誼

誘雇売良口])であるが、後半の律本文および律註「若和同相売為奴婢者。皆流二千里。売未售者。減一等。〔下条准此。〕即略。和誘。及和同相売他人部曲者。各減良人一等」を略す。

2. 勅条

- 〔勅 1〕 子孫違犯教令。及供養有闕。情重者。隣州。兇惡者。千里。並編管。
- 〔勅 2〕 諸生子孫。而棄之者。徒二年。殺者。徒三年。収生人共犯。雖為從。殺者。与同罪。棄者。徒二年半。並許人告。若地分。及隣保。知而不告。殺者。徒一年。棄者。減一等。
- 〔勅 3〕 諸訴告之罪。若於法不応告之人。雖係廂耆隣保。亦不得告。
- 〔勅 4〕 諸事不干己。輒告論者。杖一百。其所告之事。各不得受理。
- 〔勅 5〕 知人犯罪而藏匿。過致資給。令得隱避者。不須事發被追。藏。依匿罪人法。其知情停止人。犯徒以上罪者。准此。
- 〔勅 6〕 諸開櫃坊停止。賭博財物者。隣州編管。於出軍營内停止者。配本城。並許人告。廂耆巡察看當口宿提拳人。失覺察者。杖八十。
- 〔勅 7〕 諸略。若和誘人。因而取財。及雇売。或得財者。計入己之贓。〔在一名处頻犯人。不倍。〕略人者。以不持仗強盜論。一貫。皆配千里。婦人。五百里編管。因而姦者。依強姦法。和誘者。以不持仗窃盜論。五貫。配五百里。婦人。隣州編管。其知情引領牙保。若藏匿被略誘者。各依藏匿犯人法。

榜文には 7 箇条の勅条が記される。陳傳良は『宋史』卷 434、列伝 193、儒林 4 に伝がある。これによれば陳傳良は孝宗朝末年に知桂陽軍に任じられているから、榜文所載の勅条は淳熙 4 年（1177）頒行の淳熙勅であることになる。

〔勅 1〕は〔律 1〕鬪訟律 47 条への補充規定であり、鬪訟勅である。教令に違犯し、および供養に闕く子孫への主刑である徒二年に加えて、情重き子孫に隣州編管、情兇惡なる子孫に千里編管という附加刑を定める。

〔勅 2〕は新生児の遺棄殺害などを禁じる趣旨からみて賊盜勅と思われる。

〔勅 3〕は内容からみて鬪訟勅と思われる。

〔勅 4〕は内容からみて鬪訟勅と思われる。『名公書判清明集』卷 13、懲惡門、妄訴、挾讎妄訴欺凌孤寡の「在法。事不干己者。不許受理」は、この勅条に相当する勅文の節略文であろう⁽⁴⁾。

〔勅 5〕は〔律 6〕捕亡律 18 条の修正規定であり、捕亡勅である。捕亡律 18 条註「謂事發被追」は、情を知り罪人を蔵匿し、あるいは過致資給して隠避を得さしめる罪の成立には罪人の犯罪事実の発覚と追跡を要するとするが、勅条は犯罪事実の発覚と追跡を要せず、蔵匿の事実のみによってこの罪が成立するものと改め、さらに徒以上の罪を犯した者については蔵匿に至らない停止だけでこの罪が成立するものとする。榜文が〔律 6〕捕亡律 18 条から註を略して引用したことは、必ずしも故なきものではない。

〔勅 6〕は〔律 7〕雜律 14 条の補充規定であり、かつ慶元雜勅（『慶元条法事類』巻 80、雜門、博戲財物）「諸開櫃坊。停止博戲賭財物者。鄰州編管。於出軍營内停止者。配本城。並許人告。廂耆巡察看管入宿提舉人。失覺察者。杖捌拾」に対応する雜勅である。賭博者を停止した者への附加刑、ならびに廂耆など管理摘発にあたるべき者が覺察を失した場合の刑を規定する。

〔勅 7〕は〔律 8〕賊盜律 45 条の修正規定であり、賊盜勅である。良賤制の崩壊した宋代では〔律 8〕賊盜律 45 条はほぼその実効性を失い、実質的にはこの勅条が改正条項として機能していたと思われる。

4. 結語

榜文が律条と勅条を併記していることは、宋代における律勅間の補充修正関係を理解しやすくしている。関連史料を本格的に検索して分析すればさらに重要な示唆が得られるであろうが、紙幅が尽きたのでここまでとする。

- (1) 青木敦「宋代法令拾遺試論一：南宋判語所見条文」（『宋代民事法の世界』慶應義塾大学出版会、2014。原載：「南宋判語所引法の世界」『東洋史研究』70 巻 3 号、2011）201 頁注（3）。
- (2) 筆者は、『東坡烏臺詩案』御史臺根勘結按状を「『東坡烏臺詩案』中の律・勅・刑統遺文」（『東洋法制史研究会通信』9 号、1995）、『建炎以来朝野雜記』岳少保誣証断案を「宋代折杖法初考」（『早稲田法学』65 巻 4 号、1990）、『止齋先生文集』桂陽軍告諭百姓榜文を「宋代における養子法：判語を主たる史料として（下）」（『早稲田法学』64 巻 2 号、1989）で利用したことがある。
- (3) (4) 青木敦前掲論文 185 頁注*14。